

平成27年6月2日

各位

会社名	株式会社ダイサン
代表者名	代表取締役社長 藤田 武敏 (コード：4750、東証第二部)
問合せ先	経営企画室 室長 多留 健二 (TEL. 06-6243-6341)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年7月9日開催予定の当社第41期定時株主総会において付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成27年3月31日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますように、本年7月9日開催予定の第41期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員や監査等委員会に関する規定の新設、取締役や取締役会に関する規定の変更、監査役や監査役会に関する規定の削除等の必要な変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の各変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年7月9日(木曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年7月9日(木曜日)(予定)

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(削除)</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期) 第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(招集の方法) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(任 期) 第21条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社の取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>招集権者および議長は取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(招集の方法) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第26条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間において、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 計算	第6章 計算
第42条～第45条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)
(新設)	(附則) <u>1 当社は、第41期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	<u>2 第41期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u>